

「東京都教育ビジョン（第5次）検討委員会」設置要綱

令和5年2月10日
教 育 長 決 定

（設 置）

第1条 東京都における教育を巡る状況及び課題に対する今後の教育の方向性及びその実現のための具体的な施策を内容とする教育振興基本計画「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定に向けた基本的な考え方の検討を行うため、「東京都教育ビジョン（第5次）検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）東京都における教育を巡る状況及び課題に対する今後の教育の方向性に関すること。
- （2）今後の教育の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育監の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は教育政策担当部長の職にある者を充て、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある外部有識者、教育関係者、学校関係者及び教育庁関係者をもって充てる。
- 5 委員長は、外部有識者、教育関係者、学校関係者の選定を行う。

（招集等）

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、構成する委員の2分の1以上の出席をもって成立する。オンラインによる出席も可とする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

（設置期間）

第5条 検討委員会の設置期間は、令和5年3月1日から令和6年3月末日までとする。

（会議及び会議録の公開）

第6条 検討委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、検討委員会の会議要旨及び会議資料については必要に応じて公開する。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育庁総務部教育政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表 1

区分	所属	職名	氏名
外部有識者	東京学芸大学	理事・副学長	松田 恵示
	東京大学大学院	教授	大島 まり
	東北大学大学院	教授	堀田 龍也
	関西学院大学	教授	眞城 知己
	筑波大学大学院	准教授	尾崎 幸謙
	花王株式会社	特命フェロー	石渡 明美
教育関係者	北区教育委員会	教育長	清正 浩靖
	福生市教育委員会	教育長	石田 周
	瑞穂町教育委員会	教育長	鳥海 俊身
	新島村教育委員会	教育長	梅田 良治
学校関係者	狛江市立狛江第三小学校	校長	荒川 元邦
	国立市立国立第三中学校	校長	山口 茂
	都立小山台高等学校	統括校長	井上 隆
	都立久我山青光学園	統括校長	丹野 哲也
教育庁	総務部長		
	都立学校教育部長		
	地域教育支援部長		
	指導部長		
	人事部長		
	福利厚生部長		